

答申書

諮問事項

「水災時において消防団員が効果的に活動する方策
はいかにあるべきか」

目黒区消防団運営委員会

令和3年7月

はじめに

地域に密着した消防団は、平常時において消火活動をはじめ防火防災訓練指導など献身的な活動をしており、水災時においても大いに期待されている。

近年、気候変動の影響により、日本国内において超大型台風や局地的豪雨による災害が発生しており、令和元年10月に上陸した台風19号では、188名の目黒消防団員が参集し、区内で発生した倒木や家屋、地下室への浸水など、計13件の災害に延86名が出場し対応した。

こうした中で、消防団の活動体制、装備資機材・分団本部施設の充実強化などの課題が見られたことから、水災時において消防団員が効果的に活動するための具体的な方策について検討を行うものである。

第1 活動体制について

東京消防庁では、気象庁から台風の発生及び集中豪雨など、異常気象の通報があった時点から台風の進路及び降雨量などの気象状況の変化に注目し、水災による相当の被害の発生が予想される場合、または発生した場合には、東京消防庁水災警防規程に基づく水防非常配備態勢を発令し水災に対応できるようにしている。

水防非常配備態勢は、勤務時間外の消防職員及び消防団員を招集し水防活動を実施するもので、消防団員は水防第二非常配備態勢以上の発令により所要の人員が参集し水災に配備することになっている。

超大型台風等の発生時において、消防団員が参集し水災の被害に対応する中で、長時間活動の対応及び消防団施設の被害対応、消防団員の活動能力向上等を考慮していく必要がある。

これらのことから、消防団員が安全に活動し、効率的な水防活動を行うための活動体制について検討する。

1 警戒レベル等に応じた、招集及び任務班の編成時期について（資料1参照）

- (1) 水防非常配備態勢の発令状況に応じて、任務班に指定する消防団員を段階的に招集する。
- (2) 水防第二非常配備態勢の発令で、団本部は、消防団長、副団長3名、団本部員1名が、分団は、分団長、情報収集班2名及び監視警戒班2名（兼務可能。兼務の場合は計2名）、水防工法班3名が参集する。
- (3) 各分団長は、水防第二非常配備態勢発令時に、消火班4名を指定する。指定された4名は、自宅で出動準備態勢をとり、火災発生時に出動し消火活動を行うものとする。水防第四非常配備態勢が発令された場合は参集する。
- (4) 水防第三非常配備態勢の発令で、団本部は、さらに副団長3名、団本部員1名を、分団は、避難誘導班2名及び支援班2名（兼務可能。兼務の場合は計2名）を招集する。

- (5) 水防第三非常配備態勢時において、管轄区域内で大規模な水災等が発生した場合、または、消防団長が必要と認めた場合は、消防団長の命令に基づき、消防団員を追加招集する。
- (6) 任務班以外の消防団員は、自宅で出動準備態勢をとり、連絡体制を確保する。
- (7) 水防第四非常配備態勢の発令で、全消防団員を招集する。

2 水災活動時の教育訓練及び安全管理について

- (1) 地域特性に応じた実践的な活動を取り入れた水防訓練等を消防署隊と区が連携し推進する。
- (2) 水防活動用資機材（フローティングストレーナー、フロートロープ等）を活用した訓練を推進する。
- (3) 水防活動現場における留意事項に関する教養を実施し、初動対応要領及び危険予知能力を向上させる。
- (4) 指揮者に対する安全管理教養を実施する。
- (5) e-ラーニングを活用した自己学習を推進し、消防団員一人ひとりの能力向上を図る。

3 河川越水等による浸水時の機能移転計画について

- (1) 団本部は、署隊本部と同一場所にあることから、署隊本部の移転計画に準ずる。
- (2) 分団本部施設は、ハザードマップにより浸水想定を考慮し、移転計画を策定する。
- (3) 分団本部施設で、急激に浸水が進む場合、または、避難勧告が発令された場合は、可搬ポンプ積載車及び使用の可能性がある資機材を他の分団施設または高台の場所に移転させる。
- (4) 消防団員の退避時期は、可搬ポンプ積載車及び資機材等の移転と同時期とする。

4 広範囲の浸水による長時間活動などに伴う応援体制等について

- (1) 消防長または消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる（消防組織法第18条33項）ことを前提とした相互応援体制（隣接応援・方面内応援等）を構築する。
- (2) 消防隊の応援と同様に、目黒消防団受持ち区域内の災害状況及び参集状況により対応する。
- (3) 応援を受ける消防署長の所轄においては、消防団長の指揮の下で行動し、現場指揮者より任務付与を受け活動する。

5 情報収集体制の強化について

- (1) 震災時以外でも使用可能になった早期災害情報システム（資料3）を、水災時等の災害で活用できることを周知させ、使用要領を更に拡充させる。
- (2) インターネットによる情報収集環境の整備（PC、タブレット等の情報収集端末の配置）を推進する。

- (3) オンラインを活用した情報連絡及び報告環境の拡充を推進する。(オンライン会議による情報連絡、SNSを活用した消防団員間の情報共有)

第2 装備資機材・分団本部施設について

消防団には、消防団本部や分団施設、可搬ポンプなどの各資機材（資料4）が整備されている。

分団施設は、各種警戒や災害時の消防団員の活動拠点であり、可搬ポンプ積載車や現場活動で活用する多数の資機材等を格納している。また、平常時は、分団会議や応急救護等の訓練場所として消防団運営に活用されている。

装備資機材は、火災における消火活動、救助活動等で活用する資機材のほかにも多数配置されている。しかしながら、水災において消防団員が安全に配意し水防活動を行うためには、水災事象に特化した資機材が必要となる。

効率的な水防活動を行うための資機材の増強・整備について検討する。

1 装備資機材の増強について

- (1) 活動能力及び衛生管理が向上する新たな装備資機材を導入する。
 - ① 排水ポンプ ② 資機材搬送用台車 ③ 胴長 ④ 皮手袋 など
- (2) 配置されている装備資機材を増強する。
 - ① 防水型強力ライト ② 頭上ライト ③ フローティングストレナー など
- (3) 活動効率向上を図った資機材の改良を推進する。

手引き可搬ポンプ台車の軽量化

2 分団本部施設のスペース等の確保及び機能向上について

- (1) 資機材の増強に対応できる収納スペースの確保及び整備を図る。(収納ラック等を活用したデッドスペースの有効利用、収納方法の見直し)
- (2) 浸水が発生した場合に、資機材を施設内で応急的に移動させる場所の確保及び整備を図る。
- (3) 参集に伴い、感染症予防及びソーシャルディスタンスを確保するための施設の利用ルールを策定する。
- (4) 感染予防のための換気機器、飛沫防止板等を整備する。

おわりに

消防団は、地域防災力の中核として様々な活動に従事し、地域の安全・安心な街づくりに多大な成果をあげている。日頃、即時対応力、動員力及び地域密着性に優れた消防団は、地域防災の中核としてなくてはならない存在となっている。

今後の水災において、これまで経験したことのないような超大型台風や局地的豪雨が発生する可能性も考えられる。水災による被害が発生すれば、地域住民からの消防団に対する要請は今まで以上に高まることが予想され、それらの要望に対応し効果的に活動するためには、消防団の万全な体制が必要不可欠である。

今後、消防団の活動体制、装備資機材・分団本部施設の充実強化など本答申で掲げた諸対策により、特別区消防団が水災時に効果的に活動することが望まれる。